

2040年問題と高知県の進むべき道

令和7年6月21日 高知県自治研究センター 自治労会館3階

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会 会長 吉岡章

目次

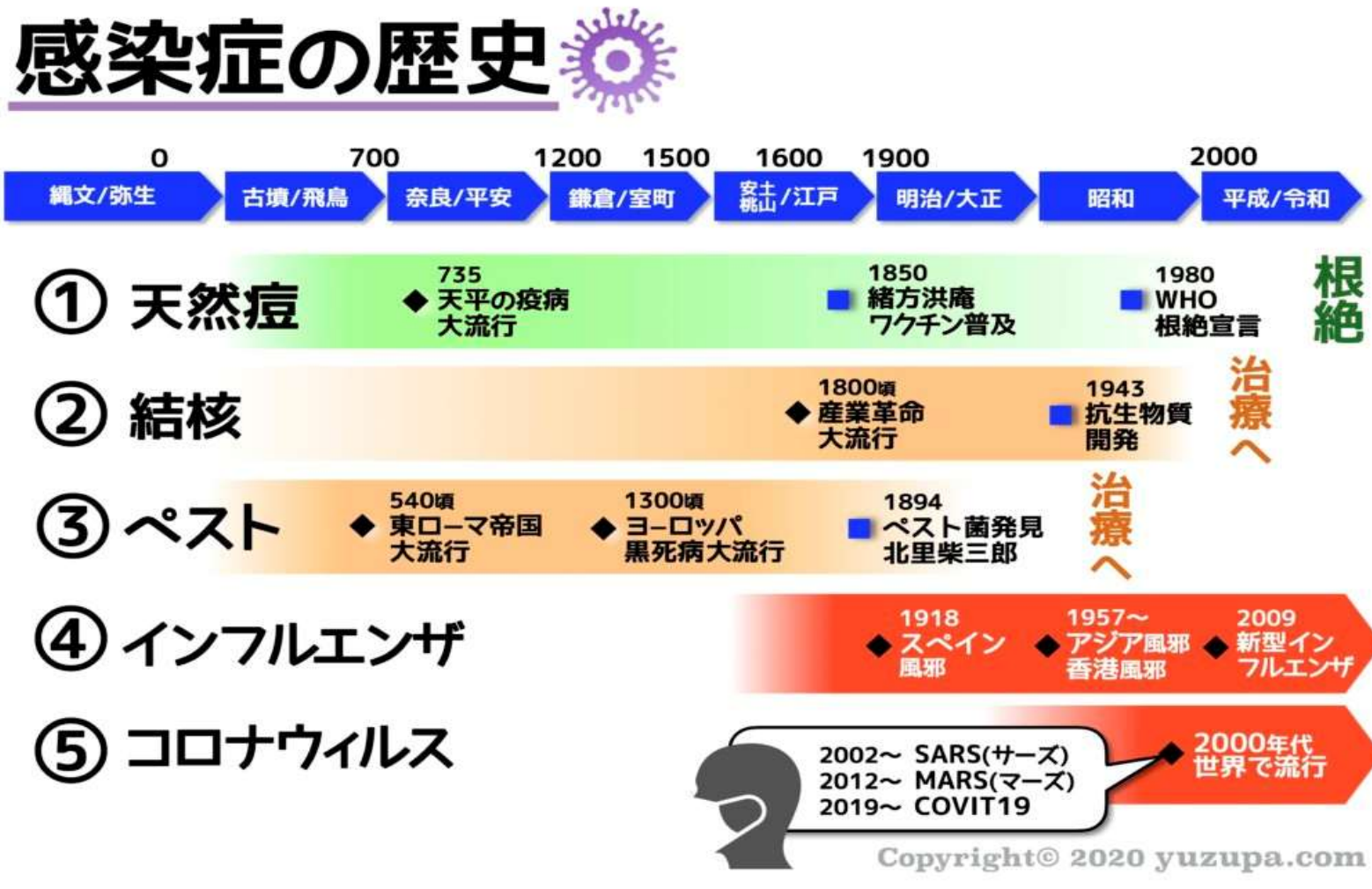
I	はじめにー近年の社会問題	2	IV	高知県の今後のまちづくりの方向性	
1	新型コロナウイルス感染症への対応	3	1	持続可能なまちづくり	35
2	大規模自然災害(次期南海トラフ地震)への対応	5	2	世界幸福度ランキング	36
3	人口減少・少子高齢化社会への対応	7	3	結びに	37
II	高知県・高知市の現状			(参考) 地域共生社会の実現に向けて	
1	人口推移	12	1	地方自治の本旨	38
2	貧困問題	16	2	地域共生社会の実現に向けた取組の経緯	39
III	2040年問題に対する国と地方の役割		3	高知市のコミュニティ計画への取組	40
1	地方自治法に定める「国と地方の役割分担」	30	4	現状の生活課題・複合的な課題	44
2	2040年問題への対応	31	5	地域共生社会に資する取組	45

I はじめに一近年の社会問題

- 新型コロナウイルス感染症への対応
- 大規模自然災害(次期南海トラフ地震)への対応
- 人口減少・少子高齢化社会への対応

1 新型コロナウイルス感染症への対応

(1)



(2) 新たな生活様式に向けて

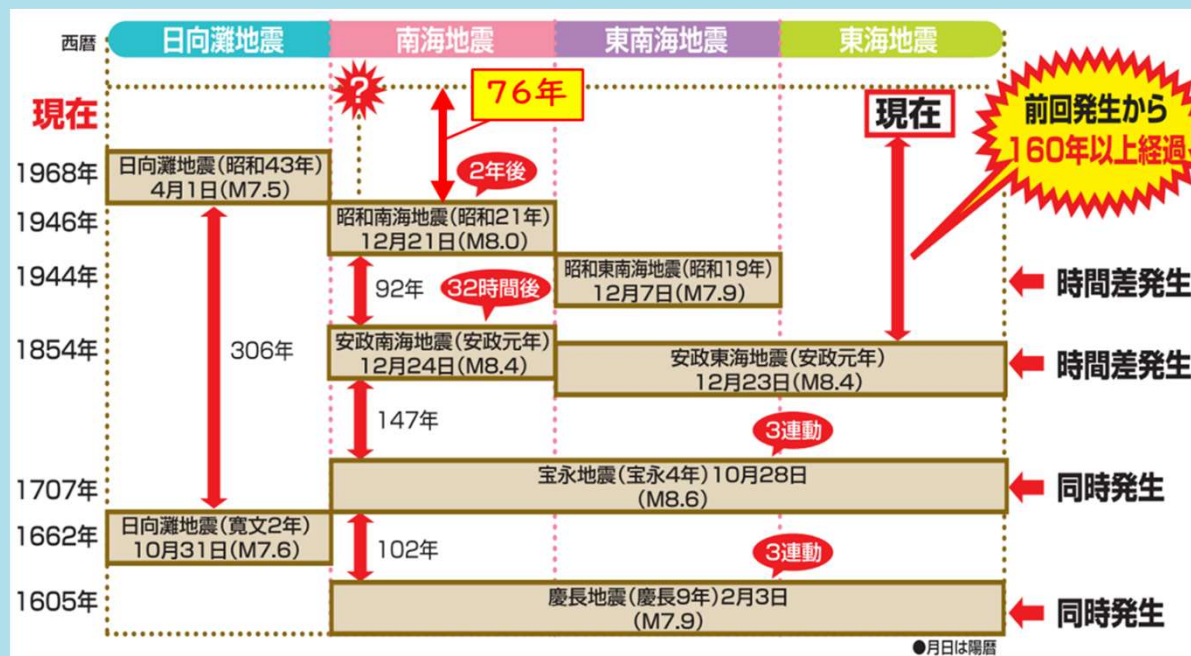
感染症は社会構造を変えるー距離を超えてつながる時代へ

- beforコロナーコロナ感染以前
- withコロナーコロナ禍(パンデミック)の期間
 - ワクチンや特效薬等でコロナを閉じ込めるまでの期間
- afterコロナーコロナをある程度コントロールできる状態
- postコロナへ
 - ・暮らしの質を変えていく社会
 - ⇒単に三密やマスク、手洗いだけではなく、
「人と人」「人と空間」「人と働き方」の新たな関係の仕組みづくり
ースマホ、テレビ会議、テレワーク、リモートワーク等
 - ・災害や感染症等にも対応できる社会
 - ⇒被災者や感染者の支援体制や命を守る医療体制等の整備とともに、
災害等に起因する社会的弱者や生活困窮者等の暮らしを守る仕組みづくり
 - ⇒災害時等における保健、医療、福祉制度の在り方
地域における見守りや相談支援の仕組みづくり
 - ➡ 人権を尊重し、命と暮らしを守る社会づくり

2 大規模自然災害(次期南海トラフ地震)への対応

(資料提供:高知市防災対策部)

(1)特徴



(2)南海トラフ地震に備える

災害時の被害を最小化する「減災対策の推進」

—たとえ被災しても人命が失われないことを最重視—

○L1・L2への対応—(L1:100年に一度・L2:1000年に一度)

- ・揺れから命を守る
- ・津波から命を守る
- ・守った命をつなぐ
- ・地域の防災力の向上

➡災害から命を守る⇒まずは自助・互助—家族や隣人(向こう三軒両隣)

次には共助—町内会など地域の住民の方々

最後に公助—消防・警察・自衛隊等の行政機関等

➡特に避難行動要支援者対策—要支援者への体制整備必要

◇個別計画 ◇見守り活動 ◇災害時の避難支援等

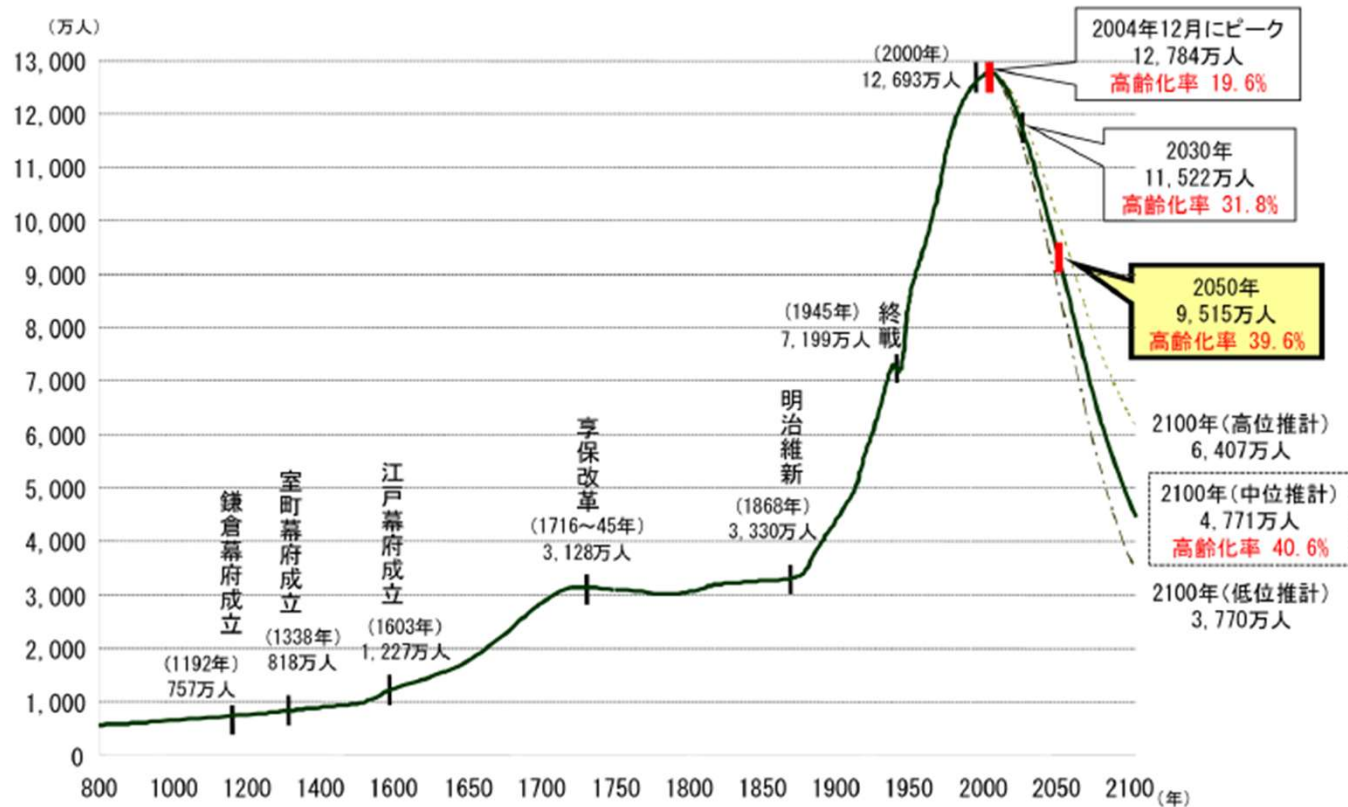
○Xデイ？

3 人口減少・少子高齢化社会への対応

(1)

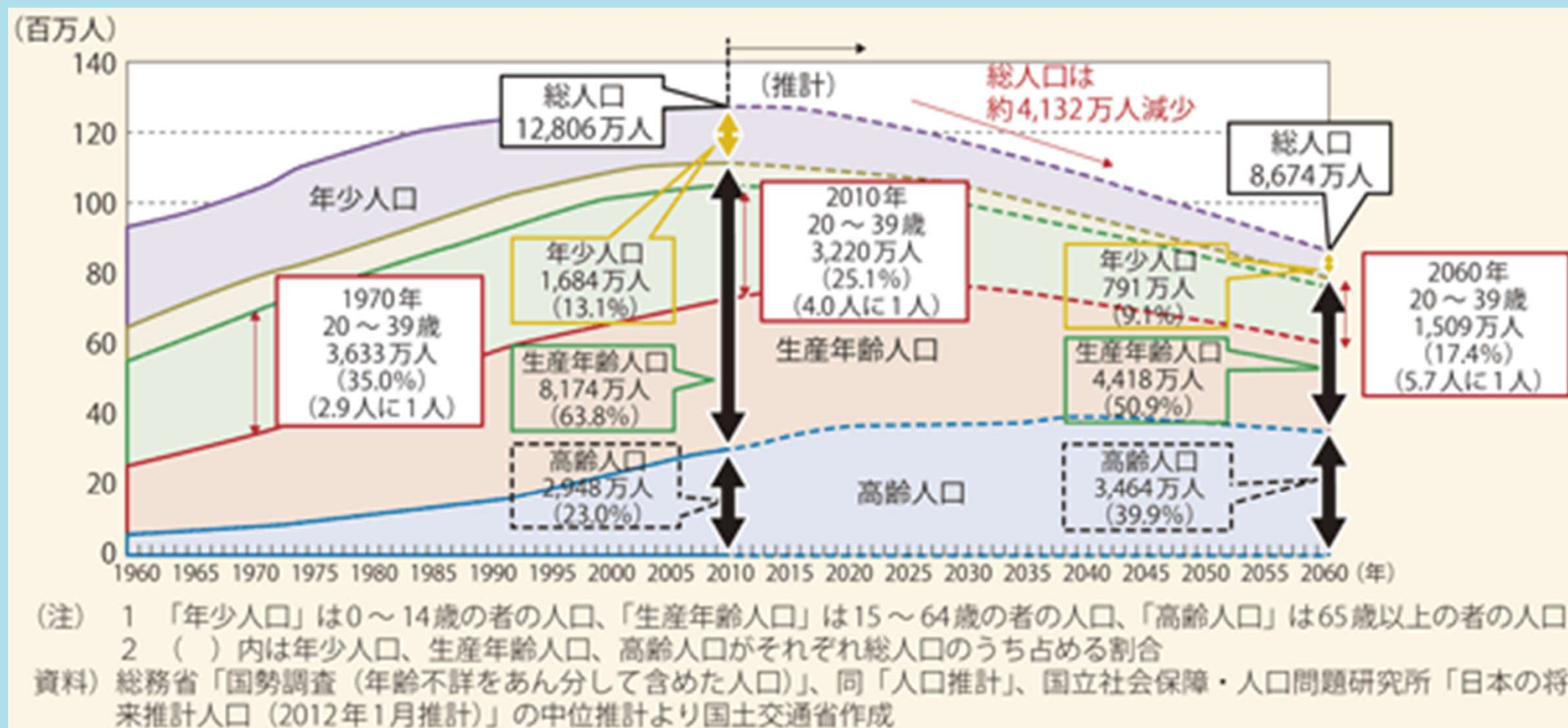
我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

(2) 我が国人口の推移



(3) 2025年問題・2040年問題

- 2025問題—団塊の世代が75歳以上となることで後期高齢者が約2200万人
 - 国民の5人に1人が75歳以上
 - ⇒ 2025年までに起こる問題
 - 「人口と労働力」「医療」「介護」「社会保障費」「空き家」

 - 2040問題—団塊世代のジュニアが65歳以上に突入—高齢化率約35%
 - 1人の高齢者を1.5人の現役世代が支える状況
 - ⇒ 2040年に起こる問題
 - 「社会保障費(年金)」「医療・介護」「高齢者の貧困」「自治体(インフラ)」
-
- ➡ 人生100年の制度設計の見直し
 - ・現役世代の就労期間の見直し
 - ・高齢者の就労プラス社会参加・社会貢献等のいきがづくり
 - ➡ 社会だけでなく、自分自身の健康にも役立つ
 - 地域活動等への参加は長生きにつながる

＜参考－2024年の主な国の人口＞（単位:万人）

（「世界人口白書2024」より抜粋）

001 インド	1 4 億 4, 1 7 0 万人
002 中国	1 4 億 2, 5 2 0
003 アメリカ	3 億 4, 1 8 0
004 インドネシア	2 億 7, 9 8 0
005 パキスタン	2 億 4, 5 2 0
006 ナイジェリア	2 億 2, 9 2 0
007 ブラジル	2 億 1, 7 6 0 （以上が人口 2 億人を超えるの国）

012 日本	1 億 2, 2 6 0 万人	071 オランダ	1, 7 7 0 万人
019 ドイツ	8, 3 3 0	087 スウェーデン	1, 0 7 0
022 イギリス	6, 8 0 0	097 イスラエル	9 3 0
023 フランス	6, 4 9 0	114 デンマーク	5 9 0
025 イタリア	5, 8 7 0	117 ノルウェー	5 5 0
028 韓国	5, 1 7 0	117 フィンランド	5 5 0
032 スペイン	4, 7 5 0	175 アイスランド	4 0

(4) 世界人口増—新しい国の形

○世界人口(国連データ:2024年7月11日発表)

2019年 77億人

2024年 82億人

2030年 85億人

2050年 100億人

⇒ 今後25年で約18億人増

2080年台半ば 103億人(ほぼピーク)

⇒ 今世紀末2100年 102億人に減少

➡ 平均寿命の伸びと少子化により高齢化進行

生産年齢人口の割合低下が社会保障制度に圧力

➡ グローバルな視点から

持続可能な開発目標(SDGs)達成への影響—2016～2030年の15年間

世界的な人口の規模、年齢構成、分布の変化⇒経済・社会福祉・環境等の分析必要

➡ 日本や先進国の人口減少

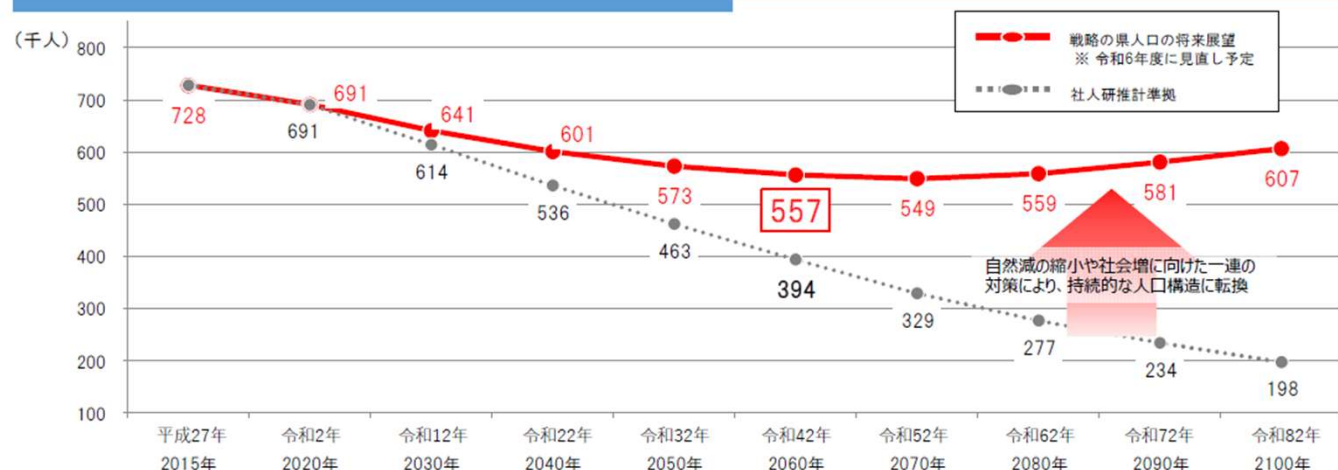
移住、外国人の受け入れ等も含め、世界全体、人類全体が暮らしていける環境づくり大切

Ⅱ 高知県・高知市の現状

1 人口推移 (1)高知県

1. 高知県の人口

(3) 高知県の人口の将来展望の概要



現状 ※第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時 (平成27(2015)年)

72.8万人	
生産年齢人口の割合 (15~64歳)	55.6%
年少人口の割合 (0~14歳)	11.5%
老年人口の割合 (65歳~)	32.9%
出生率	1.51
既婚率 (25~49歳)	70.4%
第1子が生まれた年齢 (平均)	30歳
社会減	▲2,265
平成26~30(2014~18)年度の平均	▲1,974

社人研推計 (令和42(2060)年)

39.4万人	
生産年齢人口の割合 (15~64歳)	47.3%
年少人口の割合 (0~14歳)	9.5%
老年人口の割合 (65歳~)	43.2%
令和22(2040)年以降	
出生率	1.45
社会増減は一定収束	

高知県の将来展望 (令和42(2060)年)

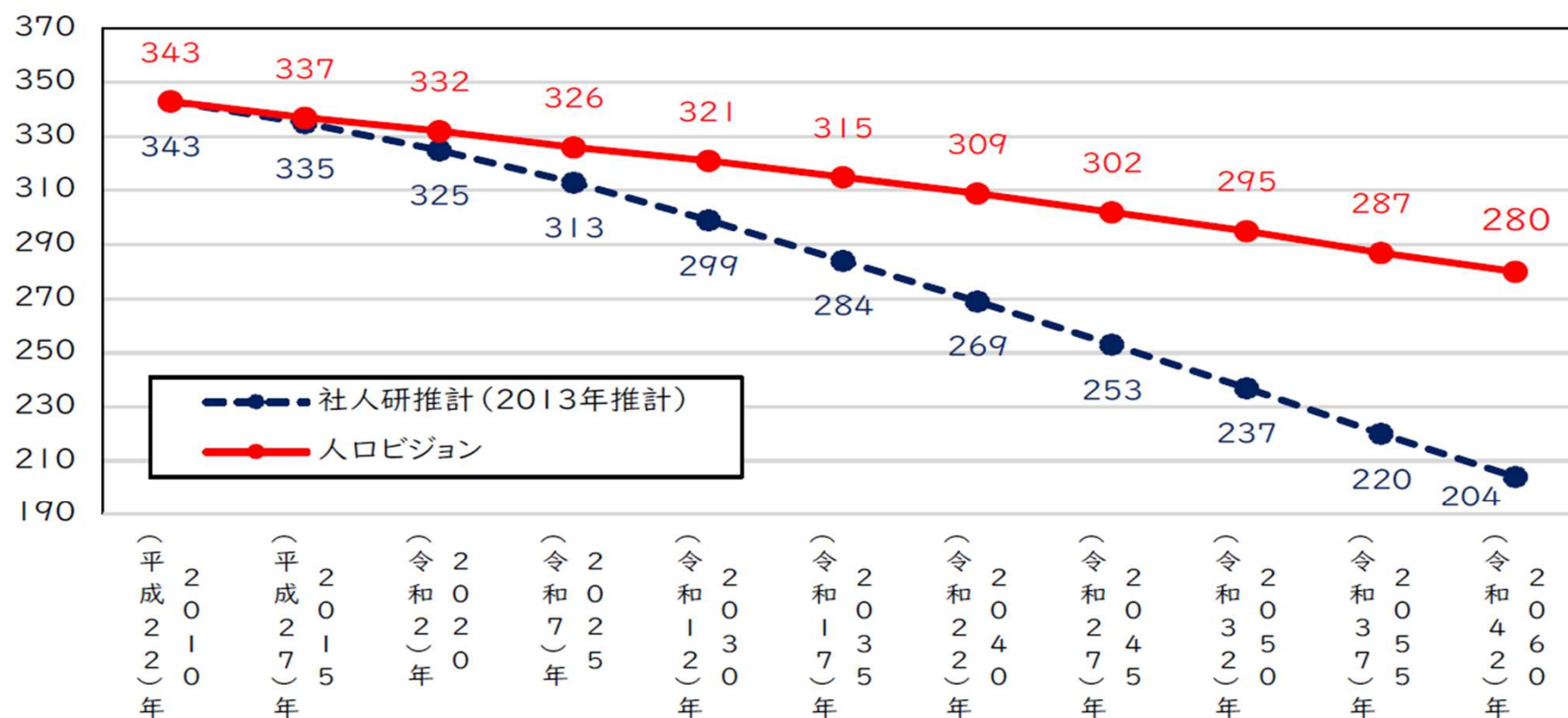
55.7万人	
生産年齢人口の割合 (15~64歳)	52.4%
年少人口の割合 (0~14歳)	16.7%
老年人口の割合 (65歳~)	30.9%
令和32(2050)年以降	
令和22(2040)年 出生率	2.07
令和32(2050)年 出生率	2.27
既婚率 (25~49歳)	90.7%
第1子を欲しい年齢 (平均)	29.3歳
令和22(2040)年以降、社会増+1000人	

(令和6年5月17日第1回高知市若年人口増加検討会資料より)

(2) 高知市

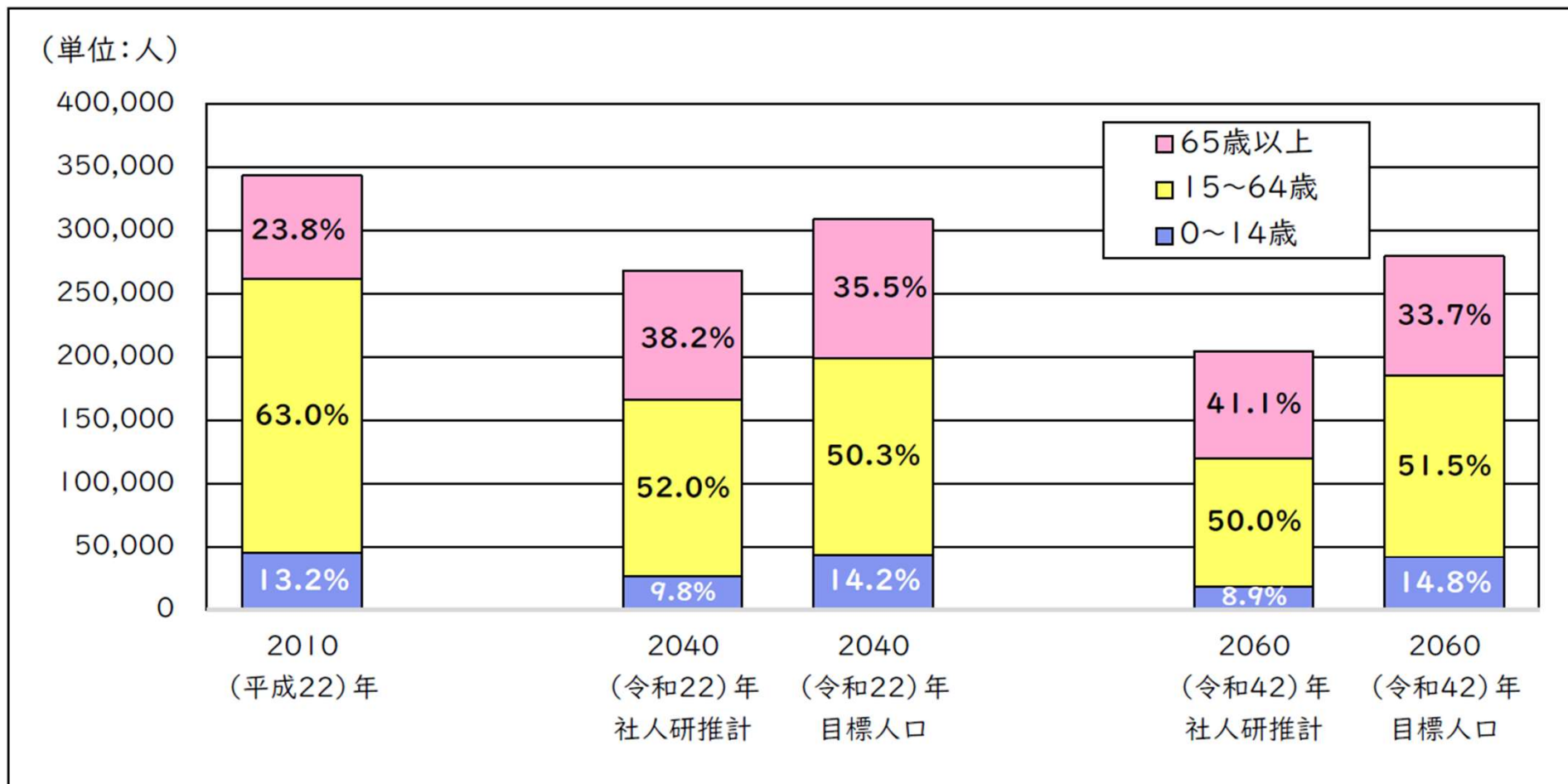
図表8 将来人口推計

(単位:千人)



出典:高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成27年10月)

図表9 将来人口の人口構成



出典: 高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成27年10月)

(3) 2025年・2040年の国と高知県・高知市の人口構造等の比較

—2025年—

—2040年—

	人口	稼働年齢者数	高齢者数 <うち75才以上>		人口	稼働年齢者数	高齢者数 <うち75歳以上>
国	1億2,388万人	7,374万人(59.5%)	3,625万人(29.3%) <2,066万人>(16.7%)		1億1,284万人	6,215万人(55%)	3,928万人(35%) <2,227万人>(20%)
高知県	65.2万人	34.4万人(52.7%)	24.0万人(36.8%) <14.6万人>(22.4%)		53.6万人	26.3万人(49.1%)	22.1万人(41.2%) <13.6万人>(25.4%)
高知市	31.1万人		9.7万人(31.4%) <5.8万人>(18.5%)		24.9万人		9.9万人(39.6%) <5.5万人>(22.1%)

○国の数値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」より。ただし、2025年数値は2024年8月1日確定値。

○高知県の数値は国立社会保障・人口問題研究所HP抜粋(2018(平成30)年3月30日)によるもの。

○高知市の数値は高知市の独自推計によるもの。(2024(令和6)年3月高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画資料より)

2 貧困問題

(1) ー1 高知県における生活福祉資金 新型コロナウイルス感染症特例貸付の状況

(令和2年3月～令和4年7月)

【貸付実績】(高知県社協資料より)

資金種別	貸付件数	貸付決定額	内容
特例緊急小口資金	10,567件	1,869,045千円	上限20万円で1回のみ貸付
特例総合支援資金(初回)	8,052件	4,254,700千円	月額20万円(単身世帯15万円)を3か月間貸付
特例総合支援資金(延長)	4,428件	2,341,610千円	なお困窮している場合に3か月間延長
特例総合支援資金(再貸付)	5,469件	2,889,920千円	なお困窮している場合に更に3か月間追加
合計	28,516件	11,355,275千円	(令和2年3月～令和4年9月 28,872件 11,497,135千円)

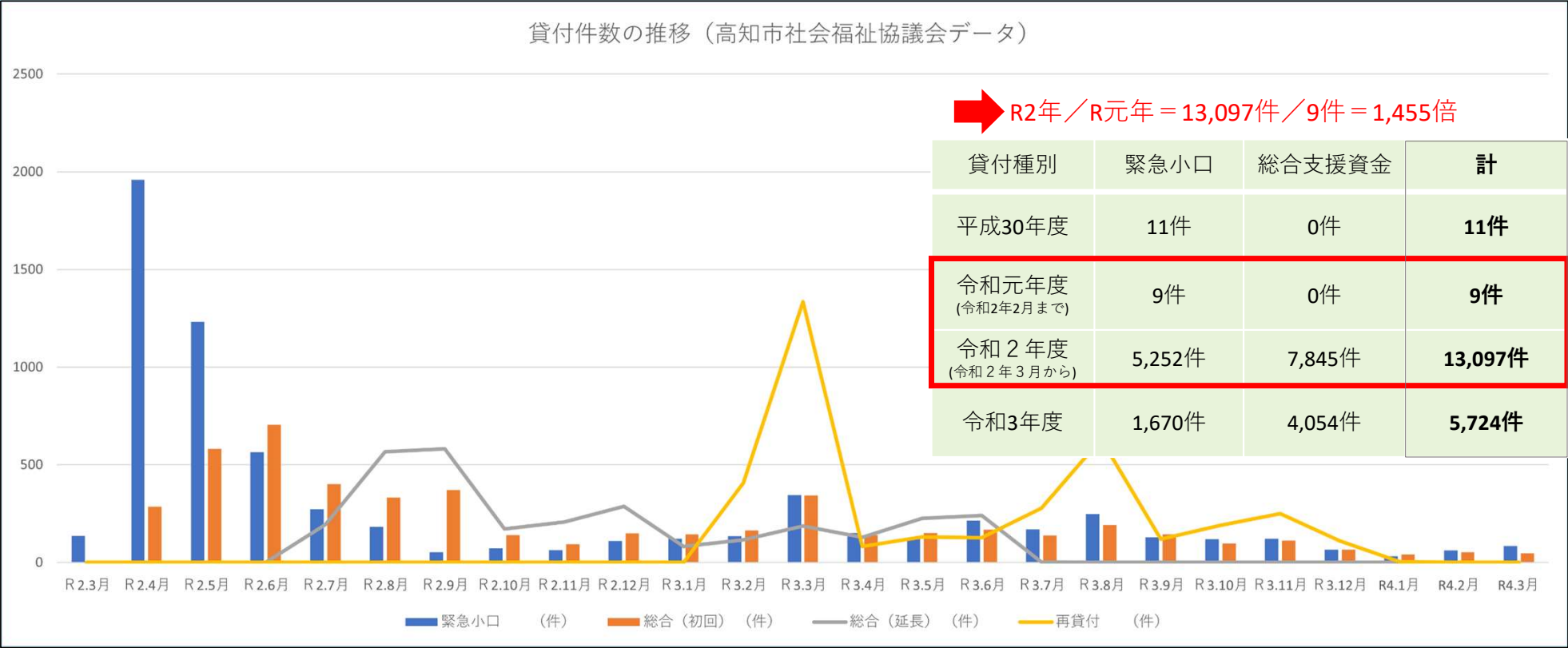
・全国のシェア 特例貸付総額 約1兆4千億円→県 人口比率1.4兆円／1.2億人×県人口69万人＝80.5億円＜113.6億円

【貸付申込の受付期間】

資金種別	期間
特例緊急小口資金	令和2年3月25日～令和4年9月30日
特例総合支援資金(初回)	令和2年4月20日～令和4年9月30日
特例総合支援資金(延長)	令和2年7月15日～令和3年6月30日(受付終了)
特例総合支援資金(再貸付)	令和3年2月19日～令和3年12月31日(受付終了)

(1) ー2 高知市における生活福祉資金 新型コロナウイルス感染症特例貸付の状況（令和2年3月～令和4年7月）
貸付件数の推移

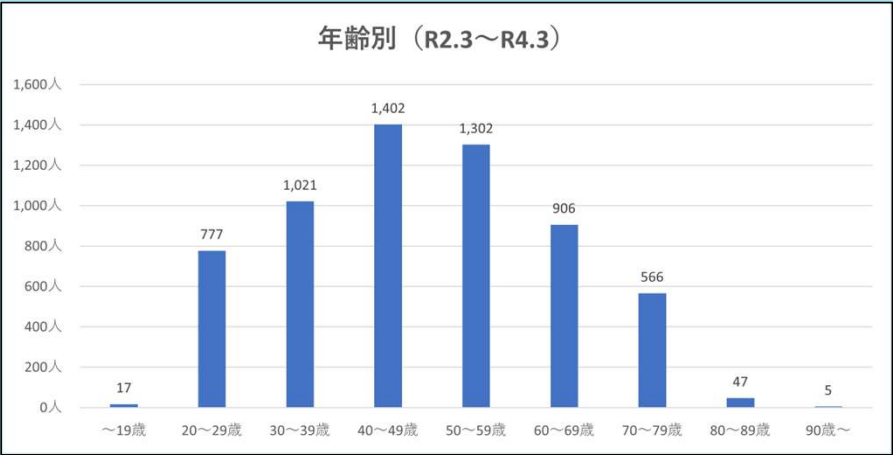
➡ 貸付件数・金額は、高知県全体の約65%を占める。



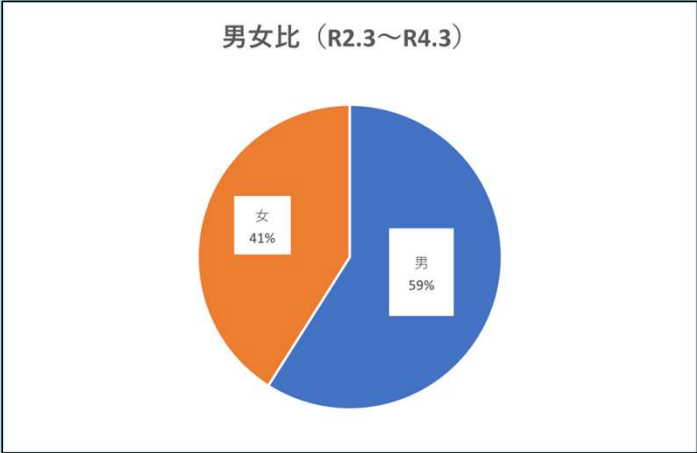
貸付種別	緊急小口資金	総合支援資金	総合(延長)	総合(再貸付)	合 計	(R4.9月時点)
件数	6,922	5,241	2,990	3,668	18,821	18,902
貸付金額	1,216,640千円	2,746,790千円	1,568,050千円	1,942,370千円	7,473,850千円	7,504,590千円

・ 全国のシェア 特例貸付総額 約1兆4千億円 →市 人口比率1.4兆円／1.2億人×市人口32万人＝37.3億円＜74.7億円

(1)ー3 特例緊急小口資金の貸付状況（令和2年3月～4年3月までの貸付件数6,773件のうち6,043件の分析調査結果）

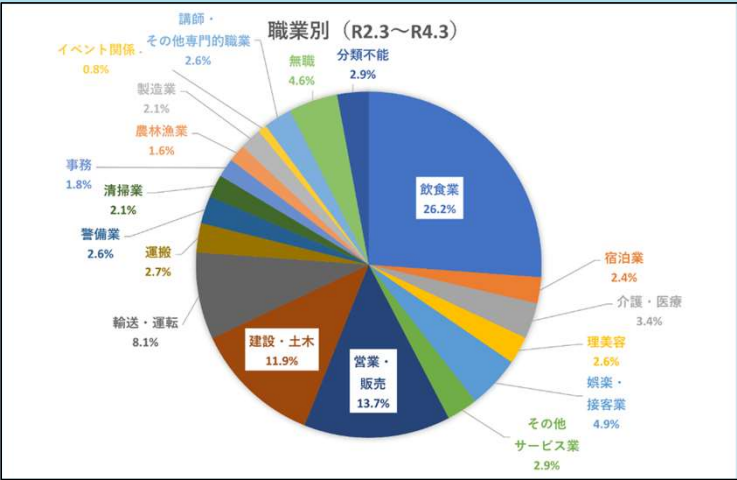


➡ 40代と50代で
約44.7%



年齢	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳～	合計
件数	17	777	1,021	1,402	1,302	906	566	47	5	6,043

性別	男	女	合計
件数	3,565	2,478	6,043



➡ 飲食業 26.2%
宿泊業 2.4%
娯楽・接客業 4.9%
輸送・運転 8.1%
主な観光関連産業で41.6%(4割)

職種	飲食業	宿泊業	介護・医療	理美容	娯楽・接客業	その他サービス業	営業・販売	建設・土木	輸送・運転	運搬	警備業	清掃業	事務	農林漁業	製造業	イベント関係	講師・その他専門的職業	無職	分類不能	合計
件数	1,581	147	203	155	298	175	829	722	491	165	156	129	106	98	124	49	160	277	178	6,043

(1)－4特例貸付の主な貸付要因（高知県社協資料，延長貸付を利用している方の状況について，自立相談支援機関が作成する「状況確認シート」の記載内容を元に集計を行い，申込開始から終了までの総件数4,428件を母数としたもの。）

○減収理由について

内容	件数	割合
客減少，仕事減少	3,516	79.4%
解雇，雇止め，廃業	428	9.7%
就職活動が難航	193	4.4%
その他	245	5.5%
無回答	45	1.0%
	4,428	100%

- ・ コロナ禍による客の減少，シフトの減少，仕事発注の減少等によるものが大半である。
- ・ 農業・漁業等においては，「収穫できても出荷できない」等の状況が散見される。
- ・ 併せて，コロナにより解雇・廃業となった方や、就職活動が難航している方も少なくない。

○雇用形態について

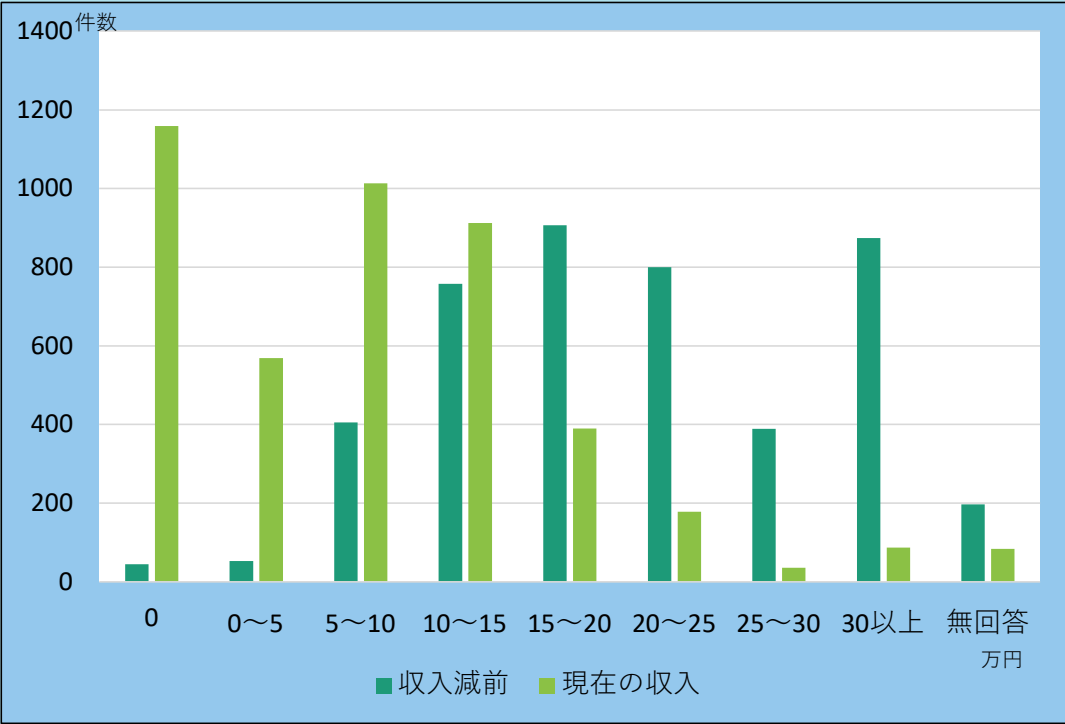
内容	件数	割合
自営業・個人事業主等	1,638	37.0%
正規職員	790	17.8%
非正規職員	580	13.1%
非正規非常勤職員	563	12.7%
無回答	857	19.4%
	4,428	100%

- ・ 自営業・個人事業主の割合が多い。
- ・ 雇用されている方は，正規雇用よりも非正規雇用の割合が多い。

25.8%

○収入状況について

- ・ 全体として大きく減少している。
 - ・ 収入が途絶えた(0円)世帯も著しく増加している。
- 高知市の生活保護費の目安ー世帯主が41歳～59歳の場合
- ・ 単身世帯 約10.3万円／月
 - ・ 2人世帯 約16.2万円／月
 - ・ 3人世帯 約19.0万円／月
 - ・ 4人世帯 約22.6万円／月



(現在の収入)

内容(月額)	件数	割合
0円	1,159	26.2%
0円～5万円	569	12.9%
5万円～10万円	1,013	22.9%
10万円～15万円	912	20.6%
15万円～20万円	390	8.8%
20万円～25万円	178	4.0%
25万円～30万円	36	0.8%
30万円以上	87	2.0%
無回答	84	1.9%
	4,428	100%

10万円以下
→62.0%
15万円以下
→82.6%

(収入減少前)

内容(月額)	件数	割合
0円	45	1.0%
0円～5万円	53	1.2%
5万円～10万円	405	9.1%
10万円～15万円	758	17.1%
15万円～20万円	907	20.5%
20万円～25万円	800	18.1%
25万円～30万円	389	8.8%
30万円以上	874	19.7%
無回答	197	4.4%
	4,428	100%

55.7%

○住居について

- ・家賃を支払っている方が全体の6割を占める。

内容	件数	割合
持家	1,518	34.3%
借家	779	17.6%
賃貸アパート・マンション	1,577	35.6%
公営住宅	389	8.8%
会社の寮, 借り上げ住宅	21	0.5%
野宿	0	0%
その他(親の持家, 兄弟の持家, 友人宅等)	126	2.8%
無回答	18	0.4%
	4,428	100%

62.5%

○同居者について

- ・同居者のいない単身世帯が4割を占める。

内容	件数	割合
1人(单身)世帯	1,794	40.5%
2人世帯	1,186	26.8%
3人世帯	687	15.5%
4人世帯	433	9.8%
5人世帯	208	4.7%
6人世帯	66	1.5%
7人世帯	36	0.8%
無回答	18	0.4%
	4,428	100%

(1)ー5 特例貸付の償還状況

≪特例貸付≫ 滞納月数別償還件数 （高知市：R6年5月末）							
フェーズ	滞納月数	割合	対象件数	うち			
				(旧高知市)	(春野)	(土佐山)	(鏡)
N	0か月	34.3%	3,251	3,168	68	6	9
(順調償還)	～2か月	17.6%	(46.1%)				
A	3か月	35.6%	1,245	1,223	19	2	1
(短期滞納)	～5か月	8.8%	(17.6%)				
B	6か月	0.5%	387	380	7	0	0
(中期滞納)	～12か月	0%	(5.4%)				
C	13か月	2.8%	2,164	2,126	29	6	3
(長期滞納)	13か月	0.4%	(30.7%)				
			7,047	6,897	123	14	13
			(債権)				
資金種別	貸付件数	償還開始時期			貸付件数		18,092
緊急小口	6,927	R5.1月～			免除件数（累計）		7,992
		R6.1月～			要償還件数		7,047
総合・初回	5,358	R5.1月～			据置期間中（当初予定）		3,648
		R6.1月～					
総合・延長	2,969	R6.1月～					
総合・再貸	3,648	R7.1月～					
合計	18,092						

※参考
県データ
高知市分

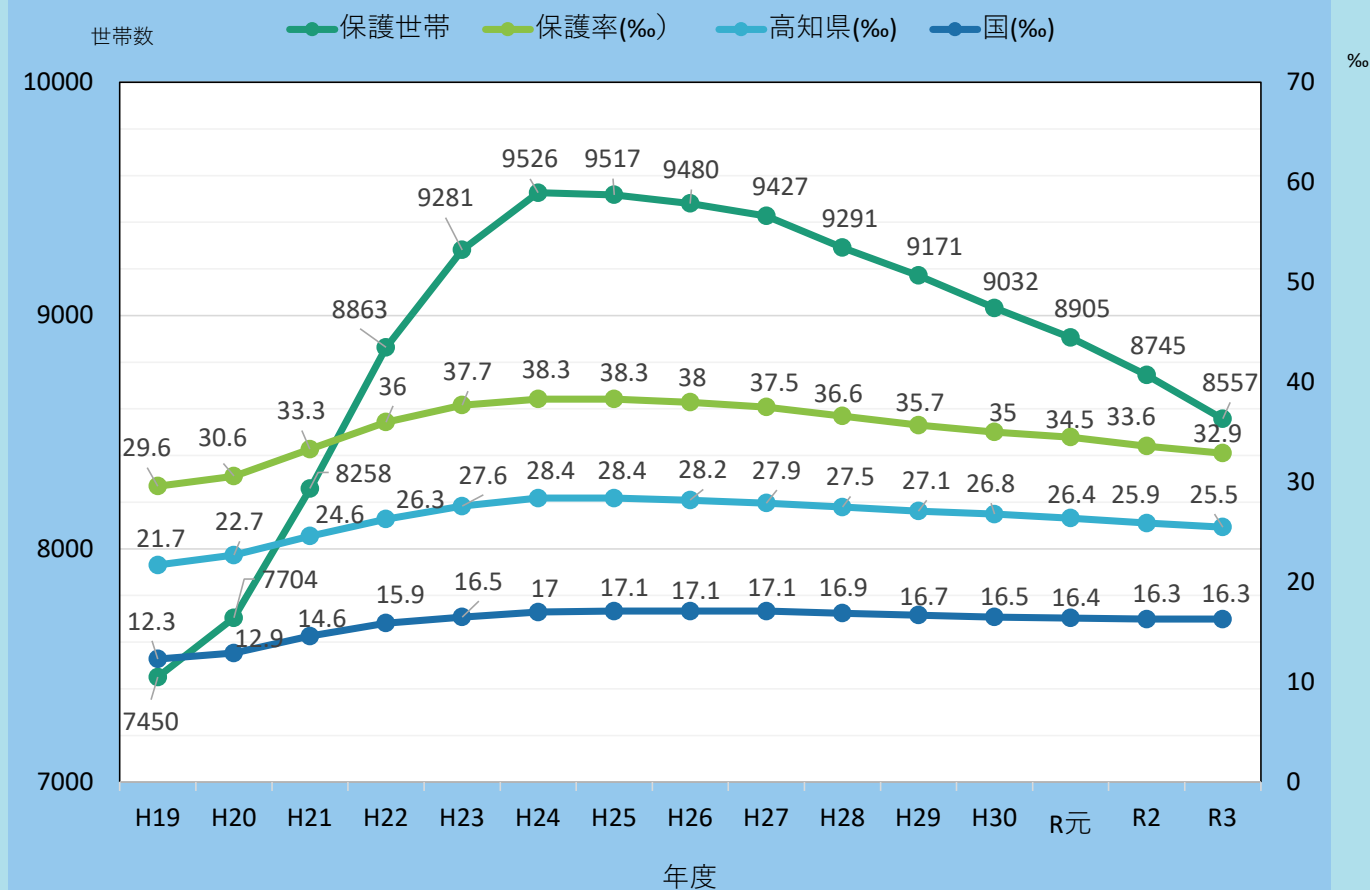
(R6.5月まで受付分)

(2)高知市の生活保護の状況 (高知市福祉事務所資料より)

① 被保護世帯と保護人員

年度	保護世帯	保護人員	保護率‰
	高知市（停止世帯除く）		
H19	7,450	10,203	29.6
H20	7,704	10,502	30.6
H21	8,258	11,391	33.3
H22	8,863	12,276	36.0
H23	9,281	12,807	37.7
H24	9,526	13,094	38.3
H25	9,517	13,037	38.3
H26	9,480	12,889	38.0
H27	9,427	12,673	37.5
H28	9,291	12,284	36.6
H29	9,171	11,937	35.7
H30	9,032	11,621	35.0
R元	8,905	11,362	34.5
R 2	8,745	10,996	33.6
R 3	8,557	10,640	32.9

高知市の被保護世帯数と保護率



➡ 生活保護率は近年、コロナ禍にあっても減少傾向

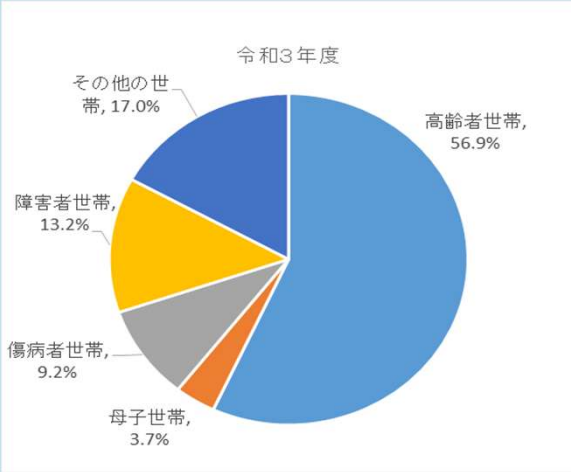
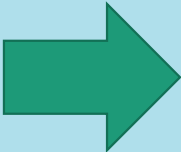
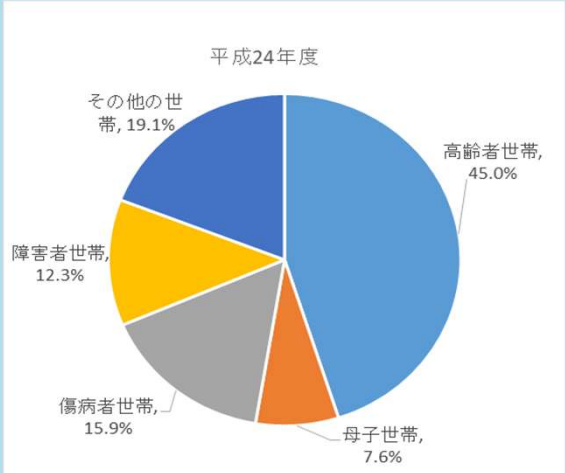
R 6 年度 国16.2 高知県18.1 高知市32.9

② 高知市の世帯類型別世帯数と全被保護世帯に占める割合

本市の世帯類型別世帯数と全被保護世帯に占める割合										(各年度 3月末現在)			
年度	高齢者世帯				母子世帯		傷病者世帯		障害者世帯		その他の世帯		被保護世帯数
H24	4, 291	45.0%	3, 958	41.5%	722	7.6%	1, 518	15.9%	1, 174	12.3%	1, 821	19.1%	9,526
H25	4, 451	46.8%	4, 105	43.1%	690	7.3%	1, 420	14.9%	1, 209	12.7%	1, 747	18.4%	9,517
H26	4, 643	49.0%	4, 288	45.2%	685	7.2%	1, 305	13.8%	1, 214	12.8%	1, 633	17.2%	9,480
H27	4, 804	51.0%	4, 444	47.1%	642	6.8%	1, 183	12.5%	1, 274	13.5%	1, 524	16.2%	9,427
H28	4, 827	52.0%	4, 471	48.1%	585	6.3%	1, 085	11.7%	1, 296	13.9%	1, 498	16.1%	9,291
H29	4, 950	54.0%	4, 587	50.0%	461	5.0%	1, 128	12.3%	1, 072	11.7%	1, 560	17.0%	9,171
H30	4, 963	54.9%	4, 603	51.0%	425	4.7%	987	10.9%	1, 100	12.2%	1, 557	17.2%	9,032
R元	4, 935	55.4%	4, 576	51.4%	398	4.5%	894	10.0%	1, 110	12.5%	1, 568	17.6%	8,905
R 2	4, 932	56.4%	4, 578	52.3%	345	3.9%	847	9.7%	1, 084	12.4%	1, 537	17.6%	8,745
R 3	4, 873	56.9%	4, 537	53.0%	318	3.7%	784	9.2%	1, 130	13.2%	1, 452	17.0%	8,557

年度	高知市 高齢化率
H24	24.0%
H25	25.0%
H26	26.1%
H27	27.0%
H28	27.7%
H29	28.3%
H30	28.8%
R元	29.2%
R2	29.7%
R3	30.1%

(各年4月1日時点の高知市住民基本台帳)



生活保護世帯のうち
 高齢者世帯が56.9%
 うち、単身世帯53%で
 高齢者世帯の93.1%

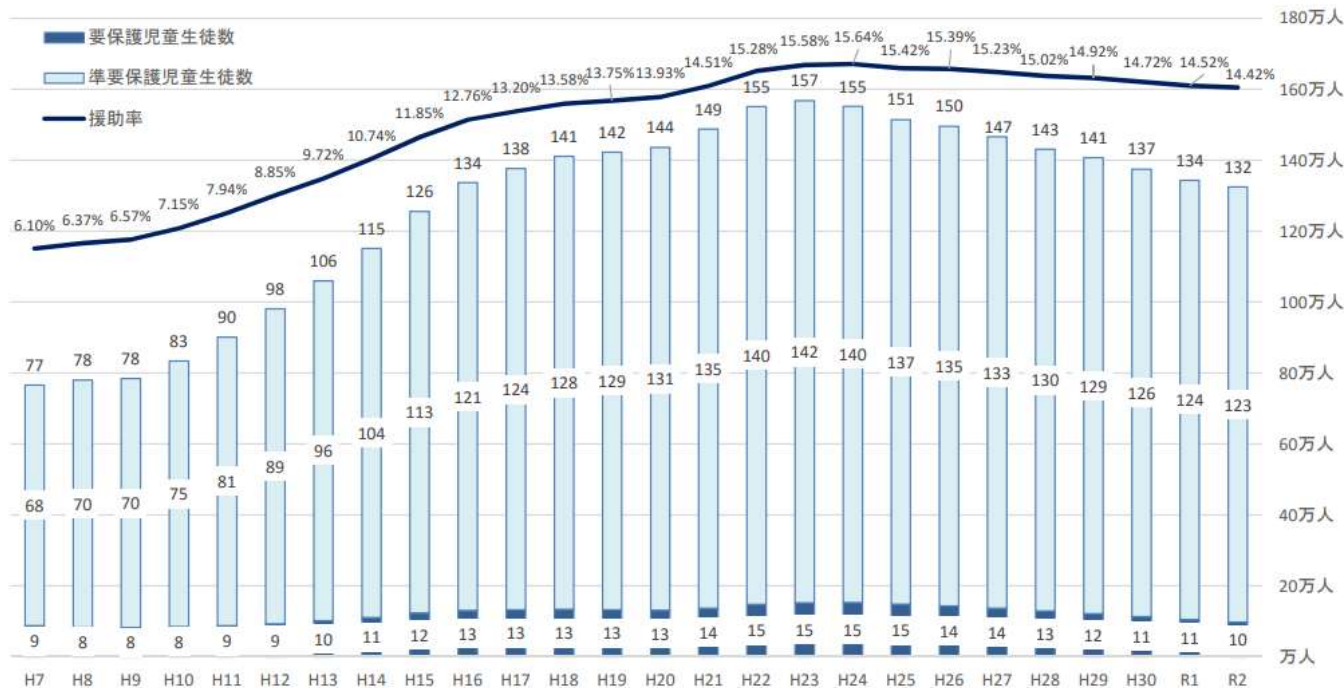
(3) 就学援助の実績

① 全国の要保護・準要保護児童(文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課(令和3年12月)調査結果資料より)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (H7～R2)



- 令和2年度要保護及び準要保護児童生徒数(以下「就学援助対象者数」という。)は、**1,324,739人**(対前年度▲18,863人)で9年連続減少。
- 令和2年度就学援助率は**14.42%**(対前年度▲0.1ポイント)で8年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

(文部科学省調べ)

○市町村が実施する準要保護への就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。

○主な認定基準のうち「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体**75.2%**

○「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多い。**41.1%**

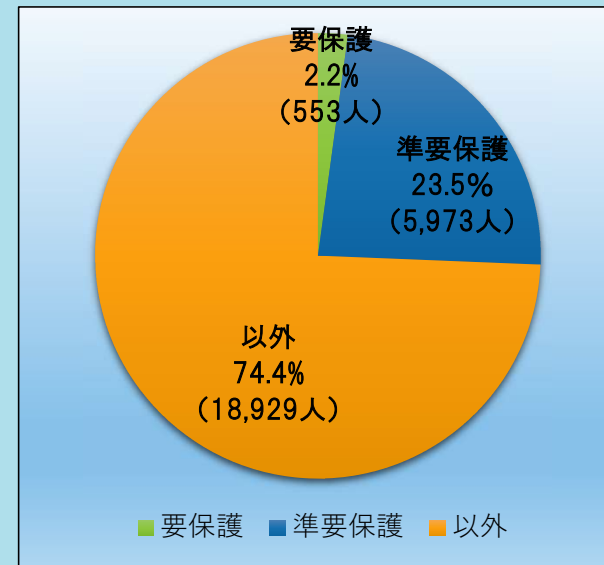
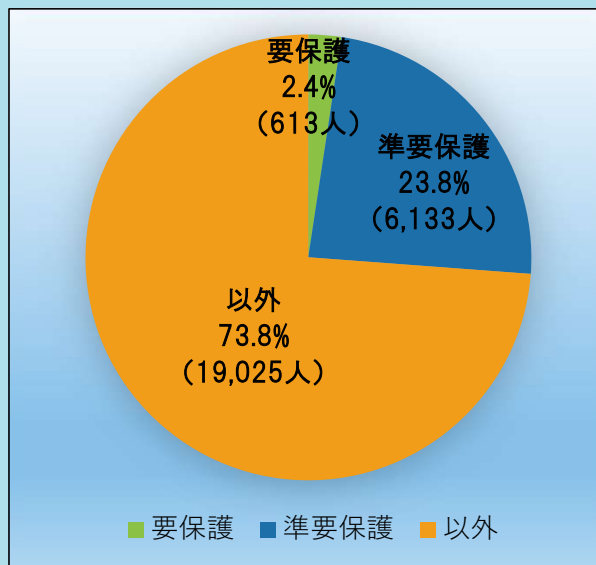
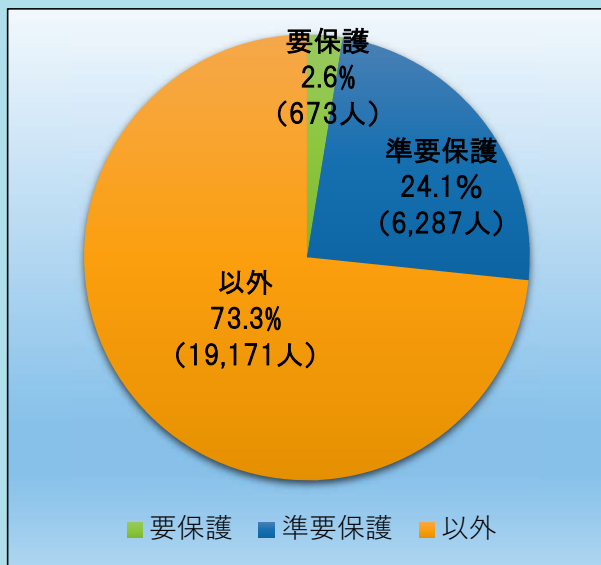
② 高知市小中学校の要保護・準要保護児童(市政あんないより)

→ クラスの4人に1人が要保護・準要保護児童
令和2年度 小中学校の準要保護児童 5,973人

平成30年度 全児童生徒数 26,131人	
要保護	準要保護
673人 (2.6%)	6,287人 (24.1%)
合計 6,960人 (26.6%)	

令和元年度 全児童生徒数 25,771人	
要保護	準要保護
613人 (2.4%)	6,133人 (23.8%)
合計 6,746人 (26.2%)	

令和2年度 全児童生徒数 25,455人	
要保護	準要保護
553人 (2.2%)	5,973人 (23.5%)
合計 6,526人 (25.6%)	

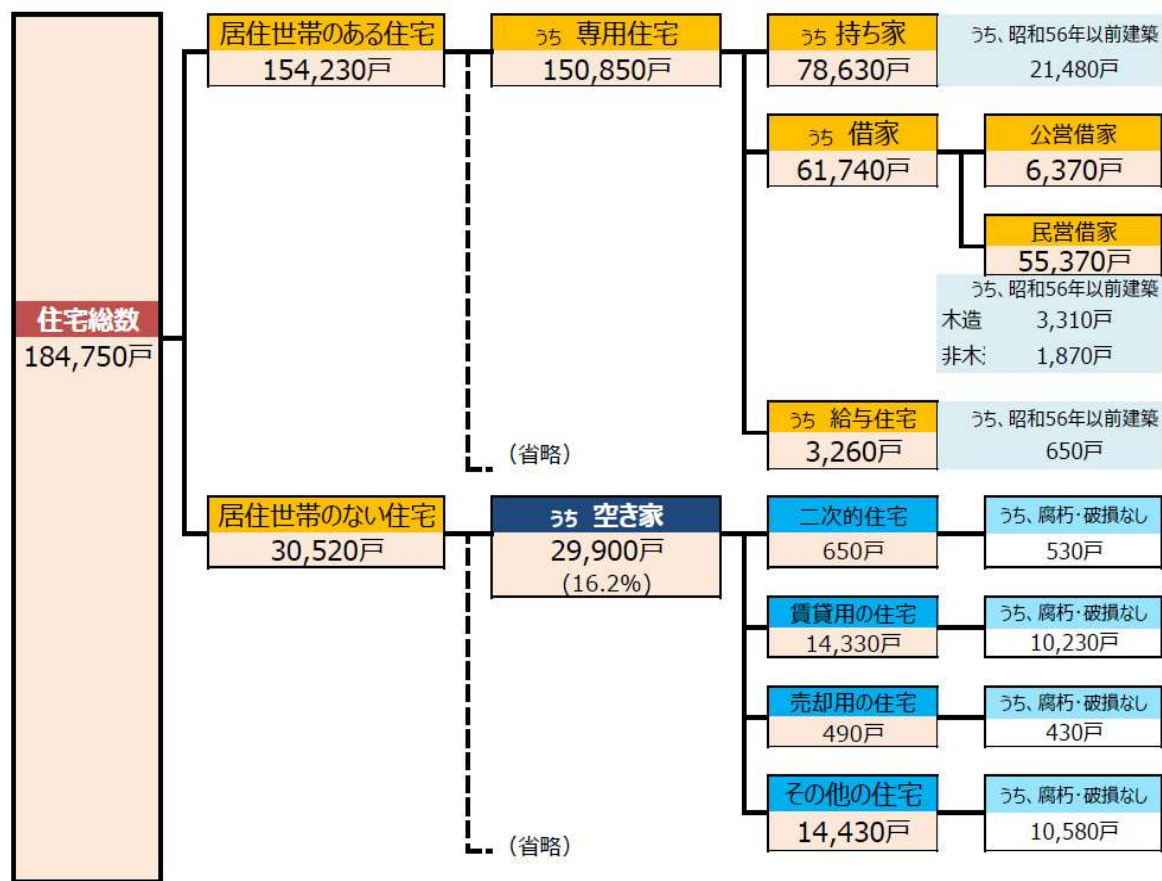


○準要保護の認定基準については生活保護基準の1.3倍以下 (高知市教育委員会)

(4) 低所得者の状況

① 高知市の住宅ストックの状況 (第二期高知市住生活基本計画2022～2031より)

住宅ストックの状況 (平成30年住宅・土地統計調査)



② 年収3百万円未満の世帯の状況（「平成30年住宅・土地総計調査結果」より作成）

H30住宅土地統計調査	高知市			全国
	全体 A	年収3百万円 未満の世帯数 B	年収3百万円 未満の世帯割合 B/A	年収3百万円 未満の世帯割合
総世帯数	154,230	66,100	43%	34%
公営借家世帯	6,370	4,750	75%	74%
民営借家世帯	55,370	29,930	54%	40%
高齢者がいる世帯	11,210	8,920	80%	72%
高齢夫婦世帯	1,170	890	76%	67%
夫婦子供世帯	8,350	2,300	28%	16%
ひとり親世帯	4,130	2,690	65%	54%

年収3百万円未満の世帯割合 全 体 43%

公営借家 75%

民営借家 54%

(単位:世帯)

R5住宅土地統計調査	高知市				全国
	全体 A	総世帯数 に対する 構成割合	年収3百万円 未満の世帯数 B	年収3百万円 未満の世帯割合 B/A	年収3百万円 未満の世帯割合
総世帯数	153,160	-	63,990	42%	34%
公営借家世帯	5,610	4%	4,300	77%	79%
民営借家世帯	52,660	34%	25,840	49%	38%
高齢者がいる世帯	12,320	8%	9,810	80%	73%
高齢夫婦世帯	1,330	1%	1,000	75%	65%
夫婦子供世帯	7,720	5%	1,430	19%	13%
ひとり親世帯	4,280	3%	2,300	54%	48%

年収3百万円未満の世帯割合 全 体 42%

公営借家 77%

民営借家 49%

(5)その他の低所得関係資料

① 住民税非課税世帯

○日本全体の住民税非課税世帯数の割合(令和4年国民生活基礎調査より)

調査世帯数1万世帯のうち、住民税非課税世帯数2,424世帯→**24%**

○高知市の住民税非課税世帯数(令和5年1月1日時点)

約16万4千世帯のうち、住民税非課税世帯数 5万215世帯→**30.6%**

② 年収3百万円以下の世帯割合(平成30年・令和5年住宅土地統計調査より)

全国総世帯数の 34%(H30) 34%(R5)

高知市総世帯数の**43%(H30)** **42%(R5)**

③ 生活保護の状況(厚生労働省被保護者調査(令和元年11月時点))

(1) 全国平均保護率 1.64%

(2) 都道府県別保護率 ①大阪府 3.15% ②北海道 2.98% ③**高知県 2.64%**

④沖縄県 2.62% ⑤福岡県 2.41% ⑥青森県 2.32%

(3) 中核市別保護率 ①函館市 4.50% ②那覇市 4.09% ③尼崎市 3.94%

④東大阪市3.70% ⑤旭川市 3.68% ⑥**高知市 3.47%**

④ 都道府県別相対的貧困率(住宅土地統計調査2018(平成30年)より)

全国平均19.09% ①徳島県 22.18% ②**高知県 21.45%** ③青森県 20.95%

④和歌山県20.94% ⑤沖縄県 20.91% ⑥宮崎県 20.74%

(相対的貧困率—国民を所得順に並べて、真ん中の順位の人のお半分以下しか所得のない人(貧困層)の比率)

Ⅲ 2040年問題に対する国と地方の役割

1 地方自治法の定める「国と地方の役割分担」

<国が果たすべき役割>

- (1)国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- (2)全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- (3)全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

<都道府県の役割>

市町村を包括する広域の地方公共団体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務処理

<市町村の役割>

基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされるものを除き、一般的に「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理

2 2040年問題への対応

(1) 社会保障制度

⇒ 国において全世代対応型の社会保障制度の構築

(2) 雇用対策

⇒ 国において高齢者雇用安定法の改正

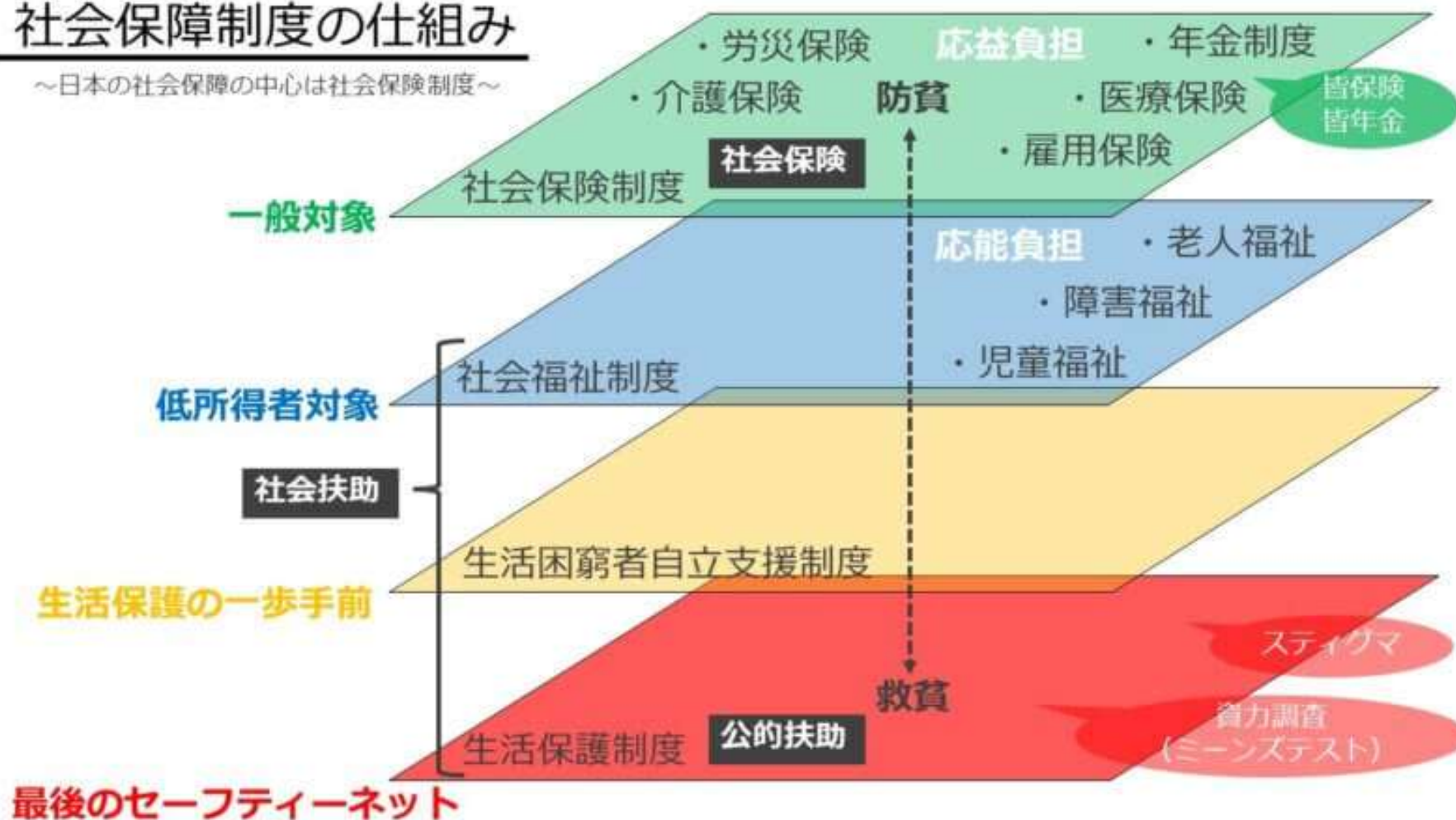
(3) 持続可能なまちづくり

⇒ 地方自治体が住民の命と暮らしを守るための
生活環境の改善や地域の魅力を高めための活動に取り組む

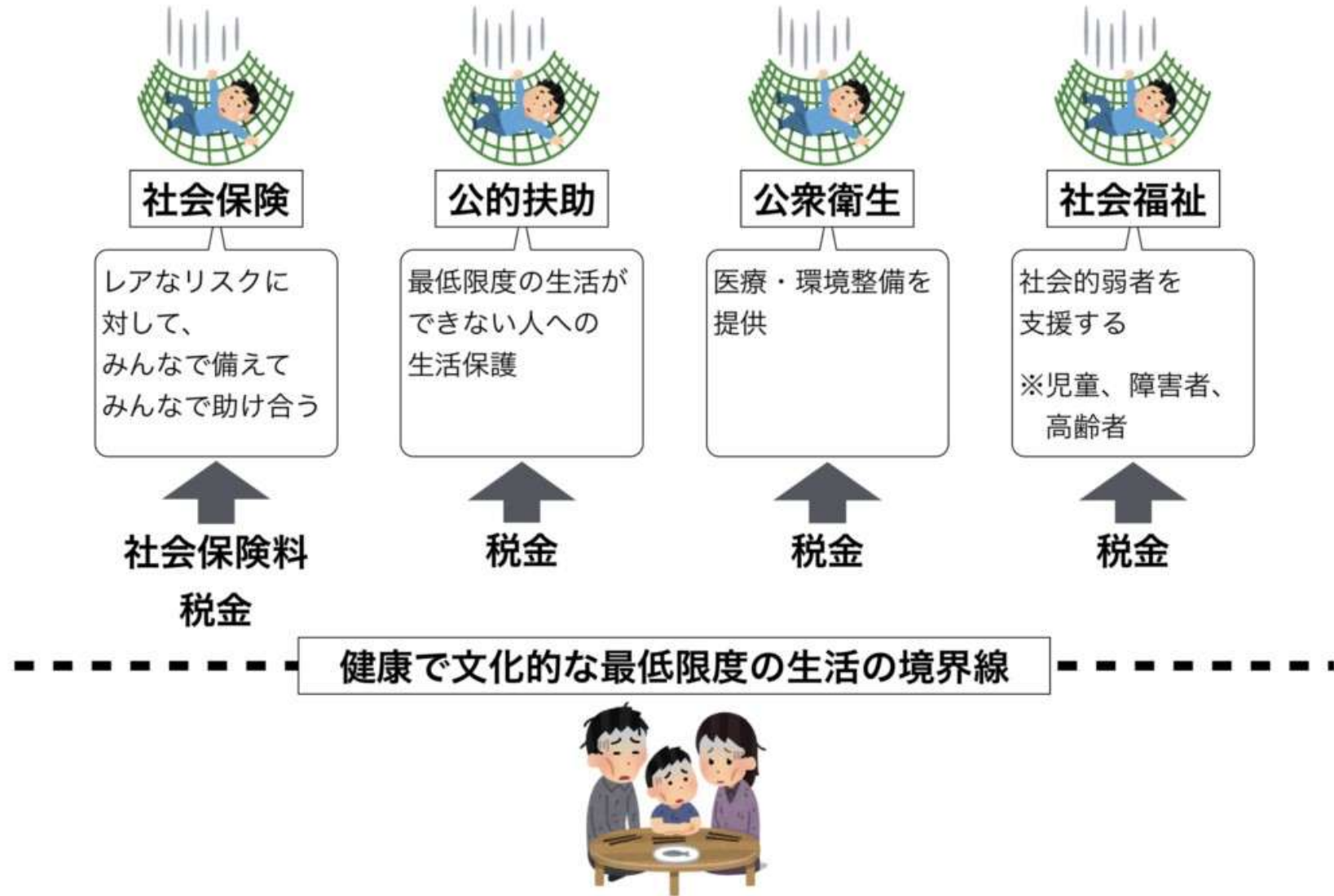
⇒ 住民の命と暮らしに関する問題・課題の解決に向けての制度の新設や
見直し等を国に対して要望・提言していく

社会保障制度の仕組み

～日本の社会保障の中心は社会保険制度～



社会保障：「リスクに対して個人で備えるのは難しいから、みんなで備えよう」



高知市における生活困窮者自立支援制度の事業実施体制

実施区分	事業名	実施主体
必須事業	自立相談支援事業（委託） 相談者の課題を分析しニーズを把握。必要な制度やサービスの提案。	市社協
	住居確保給付金 離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責によらず給与等を得る機会がそれと同等程度減少している場合において、一定の要件を満たした場合に家賃給付を行う。	市社協 高知市
任意事業	家計改善支援事業（委託） 収入はあるがやりくりができない相談者に対し、家計の見直しにより生活再建を目指す。	市社協
	居住支援事業（協定） 住居を持たない相談者に対して、緊急的な衣食住の確保と自立を支援する。	市社協 高齢協
	子どもの学習支援事業（委託） 貧困の連鎖防止等を目的に健康福祉部と教育委員会で連携し、現在、市内10カ所で学習支援実施	NPO法人
	就労準備支援事業（委託） すぐに一般就労が困難な相談者に対して、段階に応じた就労支援を行う。	市社協
	認定就労訓練事業（認可） 高知市の認可事業所として就労訓練の場の提供・受入を行う。	市社協他

Ⅳ 高知県の今後のまちづくりの方向性

1 持続可能なまちづくり

⇒地方自治体が住民の命と暮らしを守るための生活環境の改善や地域の魅力を高めための活動に取り組む

○住民の命と暮らしを守ることー住民福祉の増進(地方自治法第1条の2)ー「福祉でまちづくり」の展開

「福祉とは」→ふだんのくらしができるしあわせ

○健康で長生きできる環境をつくっていく

○自給自足の暮らしを目指すーまず地産地消から

○先人が培ってきた歴史や文化の保存・継承、そして新たな歴史を創造していく

○地域資源の活用ー温暖な気候・豊かな自然・豊富な食材を利活用していく

○地域の魅力を高め、関係人口づくりを図っていく

○高知の弱みやピンチをチャンスとして活かす

・シルバー産業ー10年先行して高齢社会への対応してきたノウハウや福祉施設等の活用

・防災対策事業ー集中豪雨や南海トラフ地震に対応する経験や知識、技術等の活用

○「人と人」「人と地域」の絆を育んでいく

⇒ひとり一人の住民にとってウェルビーイングなまちづくりに取り組んでいく

(「こころ」「からだ」「社会的なつながり」が健やかで満たされている状態)

⇒「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現」をめざし、

高知型共生社会の構築に取り組んでいく

2 世界幸福度度ランキング (「世界幸福度調査2025」より)

世界幸福度ランキングは、2022年から2024年の3年間が対象。

自分の人生について0～10の11段階で現在どの位置にいるか自分で評価。(0:最悪～10:最高の生活)

幸福度算出の6項目(①一人当たりのGDP ②社会的支援 ③平均健康寿命

④人生における選択の自由度 ⑤個々人の寛容度 ⑥腐敗の認識)

対象:各国1,000人以上。世界140か国以上、10万人以上が回答。(GDP)

1位	フィンランド	人口	5 5 0 万人(47位)
2位	デンマーク		5 9 0 (36位)
3位	アイスランド		4 0 (106位)
4位	スウェーデン	1, 0 7 0	(25位)
5位	オランダ	1, 7 7 0	(18位)
6位	コスタリカ	5 2 0	(72位)
7位	ノルウェー	5 5 0	(32位)
8位	イスラエル	9 3 0	(27位)
9位	ルクセンブルク	7 0	(74位)
10位	メキシコ	1 億 2, 9 4 0	(15位)

40位 イタリア(8位)

22位 ドイツ(3位) 23位 イギリス(6位) 24位 アメリカ(1位) 33位 フランス(7位)

38位 スペイン(12位) 55位 日本(5位)(うち北海道5 0 9・九州1, 4 1 4・四国3 6 5万人)

58位 韓国(13位) 68位 中国(2位) 118位 インド(4位)

(人口は世界人口白書2024より)

3 結びに

○新型コロナウイルス感染拡大からの教訓

⇒人権を尊重し、命と暮らしを守る社会づくり

○南海トラフ地震に備える

⇒災害から命を守る一特に自助・互助(向こう三軒両隣)が大切

○人口減少・少子高齢社会

⇒人生100年の制度設計の見直し

高齢者の就労＋社会参加・社会貢献等による

生きがいづくりと地域づくり

➡ 今後、高知型共生社会の実現に向けて

「福祉でまちづくり」の視点で

「誰もが安心して暮らせる地域社会をみんなで実現していこう」

ーご清聴ありがとうございました。ー

(参考) 地域共生社会の実現に向けて

1 地方自治の本旨

○日本国憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

⇒地方自治が、住民の意思に基づいて、国から独立した団体により団体自らの意思と責任において行わなければならないということとを定めている。

地方自治には、民主主義の基盤を育み、また中央権力の巨大化を抑制して権力分散を図るという重要な役割がある。

○地方自治の本旨⇒「住民自治」と「団体自治」

住民自治—その地域における統治は中央政府機関によることなく、その地域の住民自身によって行われること

団体自治—国という一つのまとまりのある領土内において、一定の地域を基礎とする団体が、
その地域内の公共事務を自らの意思に基づいて処理すること

○地方自治法第一条

⇒地方公共団体の健全な発展を保障することを目的とする。(一部抜粋)

○地方自治法第一条の二

⇒地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。(一部抜粋)

2 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
⇒ 6月 改正社会福祉法公布
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置
⇒ 7月 中間とりまとめ 12月 最終とりまとめ
- 令和2年6月 改正社会福祉法(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律)の可決・成立
- 令和3年4月 「重層的支援体制整備事業」施行

3 高知市のコミュニティ計画への取組

(1) 背景

○市政の究極の目標⇒市民の命と暮らしを守ること

○この目標に計画的、科学的に到達するために

1956年(s31) 高知市総合調査を実施

1967年(s43) 高知市基本計画策定以後約10年毎見直し

⇒ 1960年代からの高度経済成長策による環境と公害問題

→産業優先から生活と人間優先に大きく転換

⇒ こうした背景のもとで、高知市も人口急増とともに各種機能が集中し、土地や住宅、交通や公害、社会福祉等の都市問題が一層複雑多様となり深刻化

⇒ これらの70年代の課題に挑戦し、さらには80年代の展望を開くため

「基本計画」改訂に取り組む

→その中で、地域の在り方と市民生活の場の形成をどう進めるかという

「都市の中のまちづくり」を「コミュニティ計画」として

新しくまとめる作業にとりかかる。

(2) 高知市の住民自治の変遷

○昭和40年代 公害問題 ⇒ ① 住民闘争・要求の時代

○昭和50年代 自治活動課発足

 <坂本市長> コミュニティカルテ ⇒ ② 住民参加の時代

○昭和から平成へ 総合計画1990に地域コミュニティ計画を位置づけ

 <横山市長> ⇒ ③ 住民参画の時代

○平成10年代 市民と行政のパートナーシップ条例

 <松尾市長> ⇒ ④ 住民と行政の協働の時代

○平成から令和へ 少子高齢化社会・人口減少

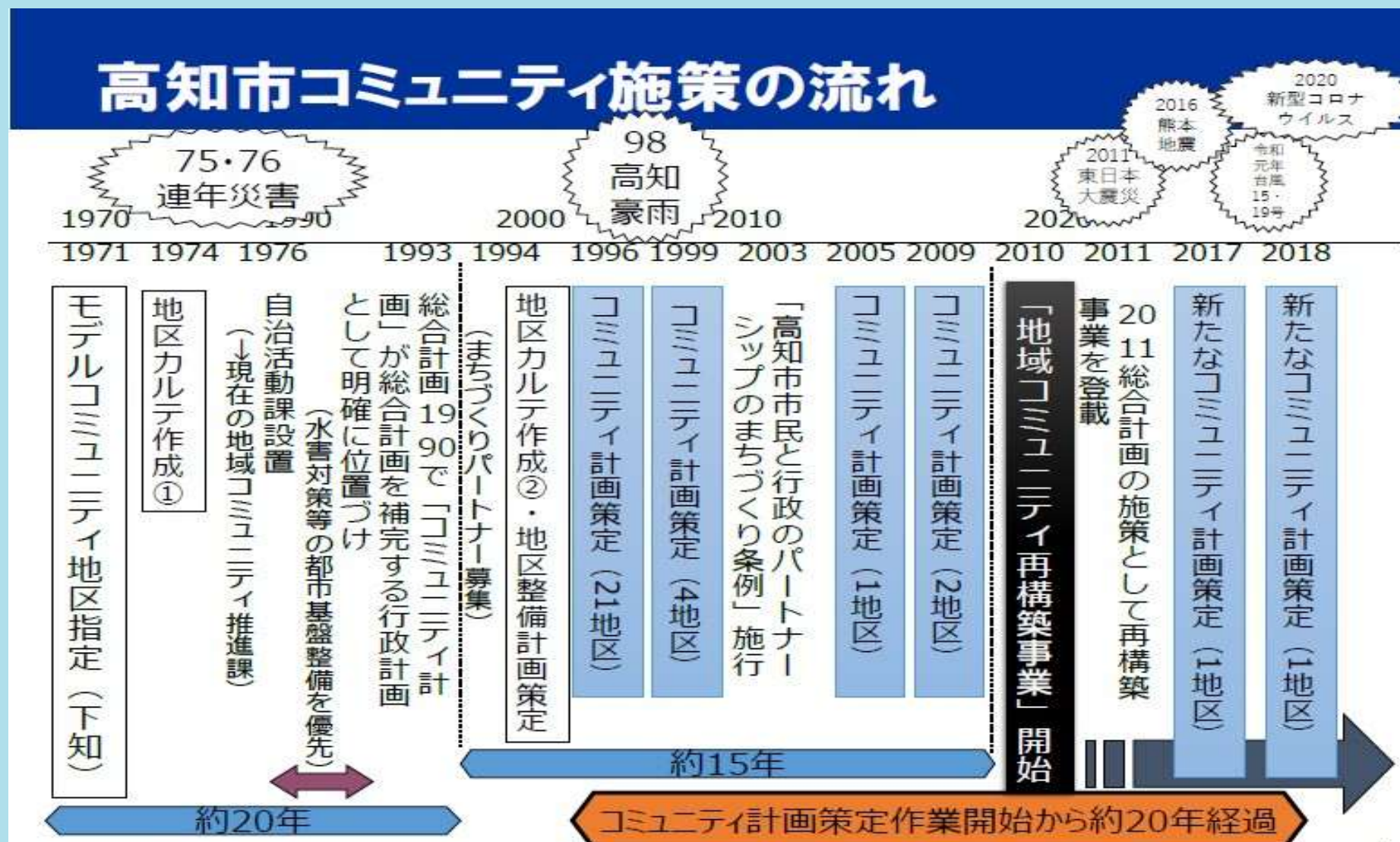
 <岡崎市長> ⇒ ⑤ 地域共生社会の時代

(3) 高知市総合計画策定の経過

- 1957年(昭和31年～32年) 高知市総合調査(日本都市学会近畿支部)
- 1966年(昭和41年10月) 高知市総合計画審議会条例制定
- 1967年(昭和42年) 高知市基本計画⇒高知市の将来の経済発展の方向づけ
- 1969年(昭和44年) 地方自治法改正(地方自治法第2条の4)
⇒ 議会の議決を経て基本構想を定め、事務処理を行うようにしなければならない。
- 1973年(昭和48年) 高知市総合計画基本計画⇒都市問題への対応 →①
- 1980年(昭和55年) 高知市総合計画1980⇒市民生活と都市行政への対応 →②
- 1990年(平成2年) 高知市総合計画1990⇒市民とともに都市づくり推進 →③
- 2001年(平成13年) 高知市総合計画2001⇒21世紀の高知市の発展の方向 →④
- 2008年(平成20～21年) 高知市総合調査「地域の自然」「地域の社会」(高知大学)
- 2011年(平成23年) 高知市総合計画2011⇒環境を基軸とした共生都市 →⑤
- 2016年(平成28年) 高知市基本計画改定版⇒南海トラフ地震への対応

⇒客観的目標数値設定 (K P I)

(4)



(資料提供:高知市市民協働部地域コミュニティ推進課)

4 現状の生活課題・複合的な課題

制度が対象としない生活課題・複合的な課題を抱える世帯の増加

○様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱えたり、かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯がある。

- ・ 高齢の親と働いていない独身の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）
- ・ 介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
- ・ 障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯
- ・ ひきこもりなど、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯
- ・ 「ごみ屋敷」
- ・ 認知症の家族を抱える世帯
- ・ 社会的孤立の問題



これらの多くは、制度の対象とならず、家族や家庭の問題として放置されてきたのが現実

○該当するかどうか、該当しなければ見捨てられる現状！

○こうした世帯は、地域住民から見ると、「気づいていても何もできない」、時には、いなくなって欲しいといった「排除」の対象にすらなる場合もある。

○こうした世帯を排除する社会が、住みやすい町か？

一方で、誰もがそうした状況になる可能性も！

⇒決して、そうではない！ 支援し共に解決していく共生社会を目指すことが重要！

5 地域共生社会に資する取組

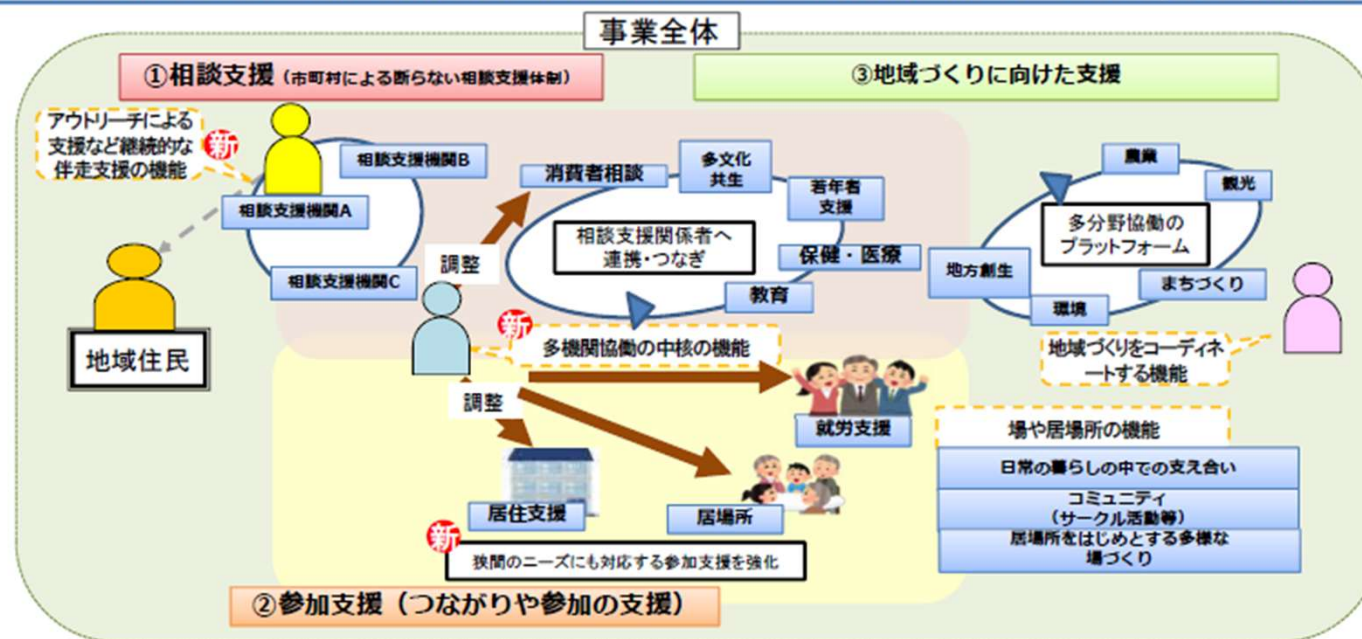
(1) 包括的支援体制の確立(厚生労働省社会・援護局資料)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

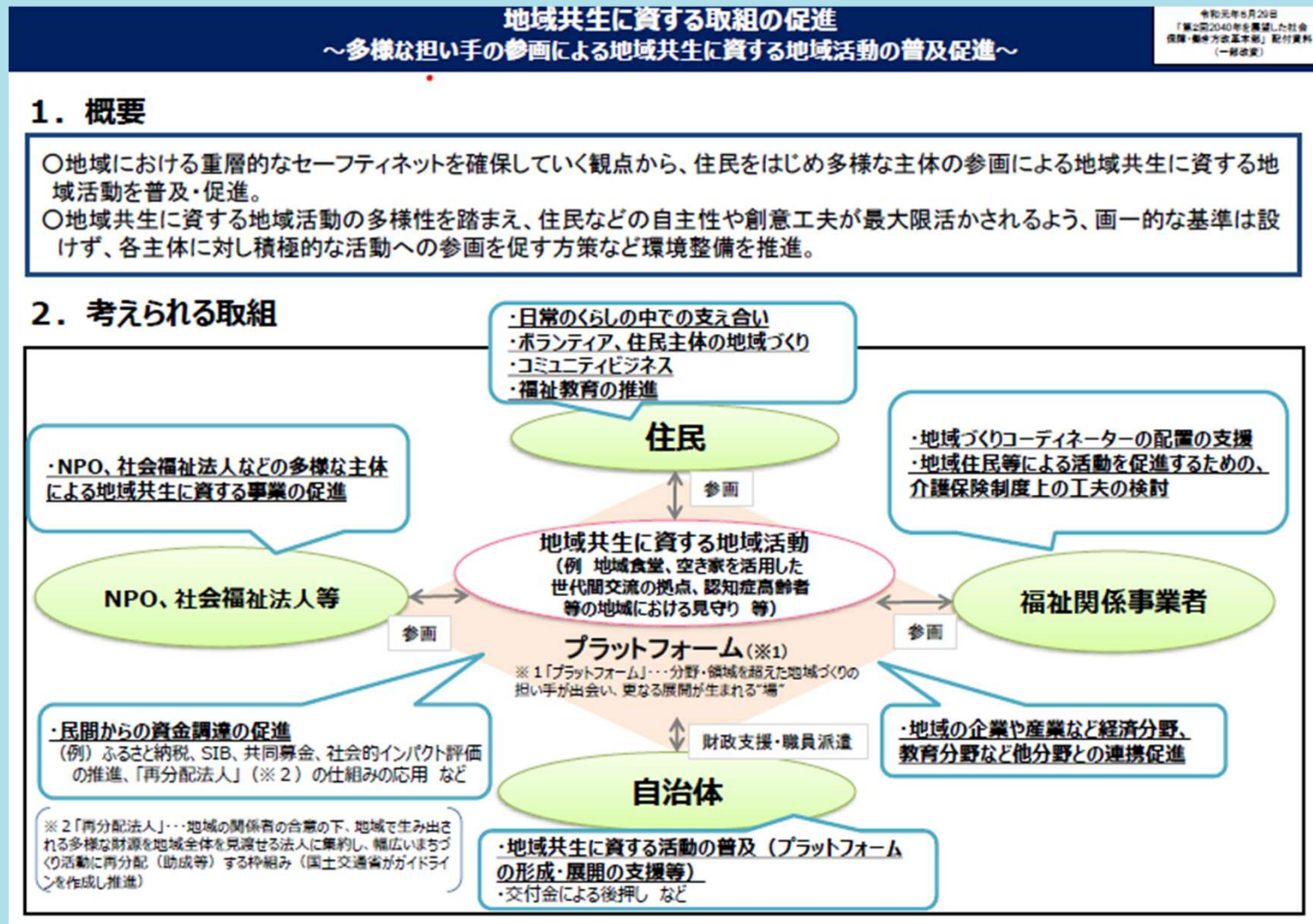
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - － 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



(2) 地域共生に向けた取り組みの促進



(3) 出会い・学びのプラットフォーム

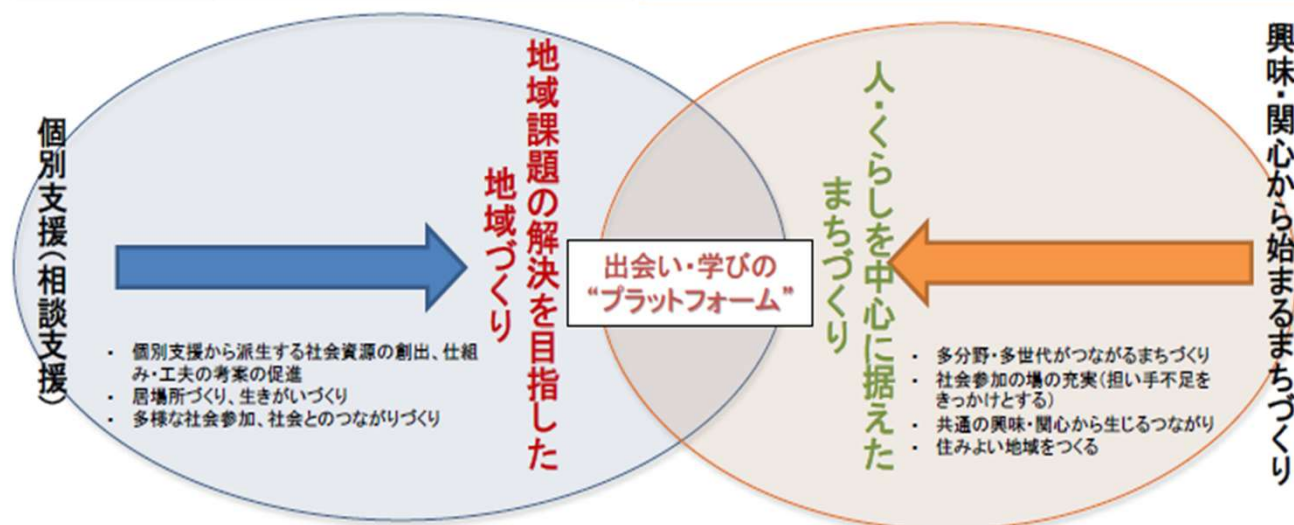
多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



(4)

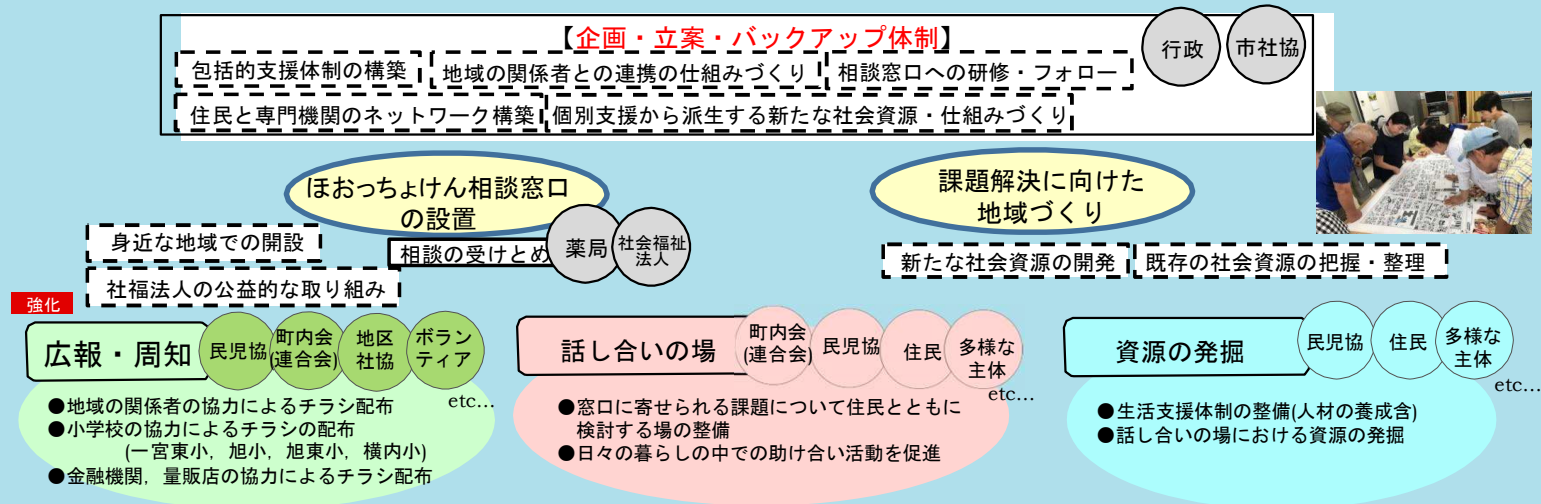
「高知市型共生社会」実現に向けた取組 ～ 福祉でまちづくり ～



出典：高知市地域福祉活動推進計画中間見直し追加版資料

「ほおっちょけん相談窓口」の設置から「地域内をつなぐ」仕組みづくりへ

地域共生社会の実現に向けた地域力の強化



「地域力の強化」

薬局・社会福祉法人の協力により、住民に身近な圏域に、行政と地域住民を含む多様な主体が協働して「ほおっちょけん相談窓口」を設置し、生活に関するちょっとした困りごとなどをお聞きし、適切な支援に「つなげる」仕組みを構築。

⇒2019年11月 モデル地区で開設（旭，一宮，春野，江ノ口西，三里）

●相談件数 : 101件 (2021.8月末現在)

⇒2021年9月 モデル地区を追加（秦，初月，高須，五台山，大津）

●開設箇所数：10地区 59か所（2021.9月現在）

モデル地区で「ほおっちょけん相談窓口」を開設する際には、民生委員、町内会・自治会など、地域で活動するみなさんの趣旨の説明を行い、相談のつなぎ先となる地域の社会資源の把握などを行っており、それぞれの地区の「おらんくならでは」のかたち（仕組）と一緒に考えています。

(6) 事例 江ノ口西地区の場合

既存会議活用型

新規立上げ型

注目! 広がるネットワーク



“今あるもの” にフォーカスする

地域の中にすでにあるもの、企業や有償ボランティア団体がすでにやっているサービス etc…
“今あるもの”を見える化し、活用することで、地域の困りごとを解決するという視点

後日談として・・・

参加していない民生委員にも定例会を通じて企業のサービスを周知
⇒企業への依頼件数UP 困っている人に情報が届く仕組みへ